

令和8年2月26日

白石市教育委員会(臨時会)議案

白石市教育委員会

令和8年2月26日

白石市教育委員会(臨時会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

第17号議案

白石市立小中学校のあり方に関する基本方針(素案)
について(継続審議)

令和8年2月26日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市立小中学校のあり方に関する基本方針
(素案)

令和〇年〇月
白石市教育委員会

第1章 計画策定に当たって

1 学校再編の必要性

現在、日本は急速に人口減少と少子化が進んでおり、白石市も例外ではありません。市内の学校では、多くの学校で1学年1学級となり、さらには児童生徒数が1学年10人以下となっている学校もあり、複数の学年で編成されたクラスである複式学級が存在する学校も多くなっています。本市の小学校10校中4校が、全ての学年が複式学級で編成されている完全複式学級となり、今の子どもたちの学習で求められている協働的な学びを行うことが困難な状況に陥りつつあります。今後、児童生徒数が更に減少していくことを踏まえると、学校の数や配置について考えなければならない時期に来ています。また、子どもたちの元気な笑顔と活気あふれる学校を継続的に運営できる環境づくりを最優先に考えなければなりません。

このような状況から、白石市では、令和3年12月に「白石市学校教育・保育審議会」（以下「審議会」という。）を条例に基づき設置しました。令和4年3月に審議会に対して、「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」を諮問し、約1年かけて審議を重ね、令和5年7月に答申をいただきました。

答申を踏まえ、「白石市教育等の振興に関する総合的な施策の大綱」（計画期間：令和3年度～令和7年度）における基本理念である「高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して社会を生き抜く人（市民）を育てる」が本市の学校教育において実現できるよう、この「白石市立小中学校のあり方に関する基本方針（素案）」（以下「本方針（素案）」という。）を策定し、教育環境の整備と充実を図っていくこととしました。本方針（素案）の策定に当たっては、保護者、地域の方、学校関係者の方等と合意形成を図りながら進めます。

2 「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」答申書について

審議会からは、「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」について答申をいただいております。内容は以下のとおりです（答申書のうち、「答申参考資料」は省略）。

○白石市学校教育の今後の在り方

<答申本文>

白石市の今後の10年を見据えた審議を重ねた結果、本市の児童生徒数の現状と予測、小中学校の施設の老朽化、不登校児童生徒への対応など複数の視点から、また市内小中学校の教育の魅力を高めるという展望を見据えて、従来型の学校統廃合ではなく、現在の小学校10校、中学校5校を、規模の異なる次の3校に再編し、教育の充実を図ることを答申する。

小中一貫義務教育学校1校（新設） 小中一貫小規模校1校 小中一貫不登校特例校1校

小中一貫義務教育学校1校を提案する理由は、第一に、標準規模（以下「中規模」という。）

の学校を確保し、保護者や児童に小規模校と中規模校の選択肢を将来的に保障するためである。参考資料に記載するように、本市の子どもの人口動態予測によれば、小学校中学校共に1校にしなければ、将来的には中規模校を確保できなくなってしまう。なお、学校規模の違いによるメリットとデメリットについては、参考資料の第2章ならびに表3を参照されたい。

小中一貫義務教育学校とする第二の理由は、義務教育9年間を連続した教育課程と捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高める可能性を開くためである。小中一貫義務教育学校を新設することで、小学校と中学校が別々の組織として設置されることに起因する諸課題を解消する可能性が広がり、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になる。

加えて、学校再編を円滑にし、効果的にするために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等をすみやかに導入することを答申する。新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的多様性を生み出すことを主な目的としている。

なお、再編後の小中一貫義務教育学校の新校舎やカリキュラム、ならびに再編までの移行期について、次の付帯事項を提案する。

<答申付帯事項>

- (イ) 小中一貫義務教育学校については、安心安全を基本とする新校舎を建設すること。
- (ロ) 特色あるカリキュラムを開発・実現すること。
- (ハ) 再編までの移行期を、本市の学校教育の「魅力化推進時期」と位置づけ、再編を見越した取組を開発・実施すること。

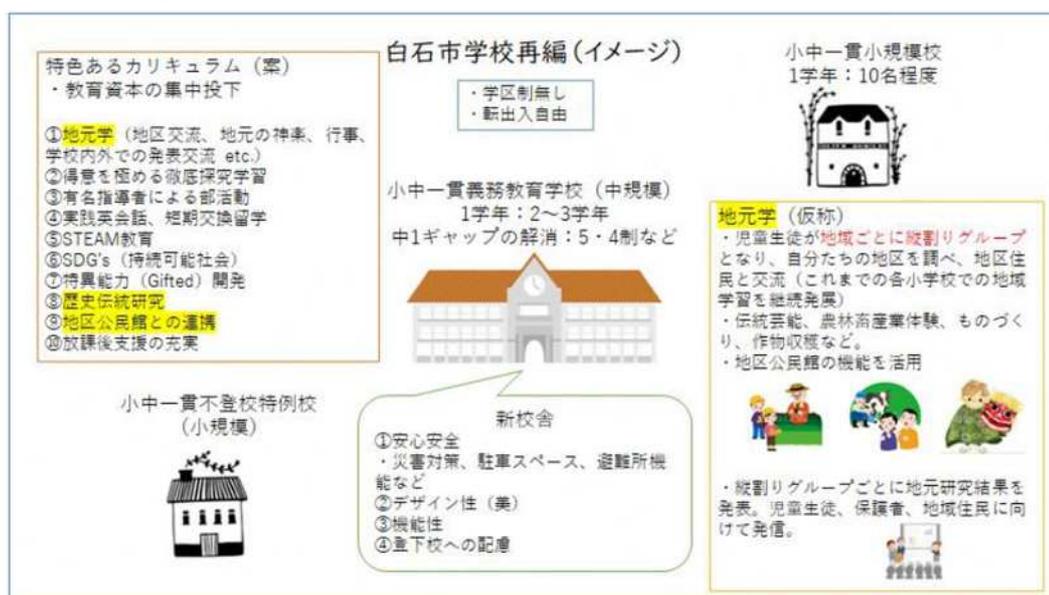


図1：白石市学校再編(イメージ)

【魅力化推進時期の取組案】

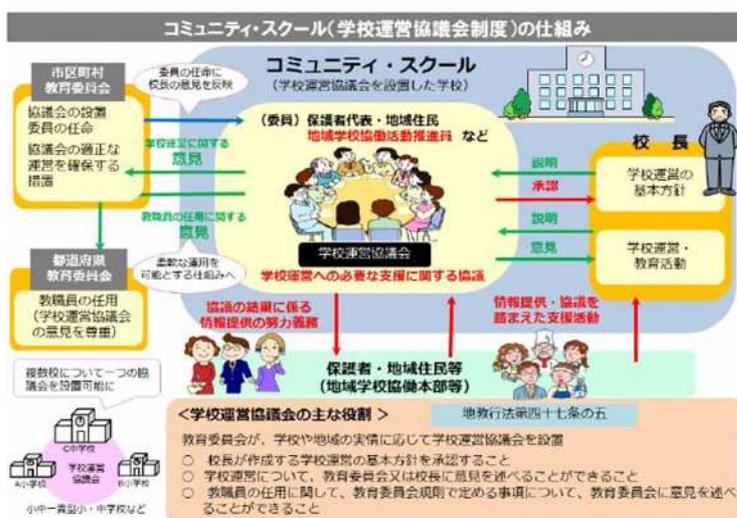
- ①再編後の学校の魅力化を考える子ども会議の実施（p4c）。
- ②「地元学（仮称）」の先行実施（特に小学校区相互の交流会）。
- ③幼保小中の保護者代表による全市的交流（再編に向けた保護者 p4c）の定期的実施。
- ④児童クラブや児童館、あるいはそれと同等の放課後支援の実施。
（※現在放課後支援のニーズの高い地域がある。設置基準や利用者基準の見直し、あるいは退職教員の公的利用、地区での自律的運営の支援、NPO等の活用などの検討が必要。）
- ⑤コミュニティ・スクールの導入。

【コミュニティ・スクールの導入に伴う検討事項】

コミュニティ・スクールは、以下のように整理できる。

これまでの学校	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
<p>所属する教職員が参画し、学校運営を総合的・客観的に検討し、教育計画の策定や運営及び児童生徒の健全育成に取り組む。</p>	<p>保護者及び地域住民等の学校運営の参画や支援・協力を促進することにより、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む（白石市学校運営協議会規則第2条より）。</p> <p><3つの役割></p> <p>①校長が作成する学校運営の基本方針を承認、②学校運営に関する意見を述べることができる、③教職員の任用に関して意見を述べるができる</p>

なお、学校運営協議会委員は、地方公務員法で特別職にあたる公務員としての身分を有し、児童生徒や、職員の個人的な情報を知り得る可能性があり、守秘義務が求められる。報酬や、交通費なども支払われる。これらの点で、学校運営協議会委員はPTAや学校評議員よりも責任が重いことに留意する。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/

図2：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

コミュニティ・スクールの新設と運営では、学校現場の負担となるケースも見られる。そこで、以下のような工夫が必要である。

①学校運営協議会を市教育委員会に置く。

②生涯学習課の「地域学校協働本部」と連携。推進委員をメンバーに加える。

再編を見据えた案として、コミュニティ・スクール内にA地区部会、B地区部会、C地区部会等を設置するのもよい。再編までの移行期に各部会が所掌する地域色を生かし、相互に情報を共有する。例：地区の伝統芸能交流祭の実施など。



<移行期>
各地区の地域色の共有



<再編後>
各地区の地域性がシンフォニーを奏でる小中
一貫義務教育学校

3 白石市の人口の推計

白石市の人口は、昭和60年の42,262人をピークに減少に転じました。

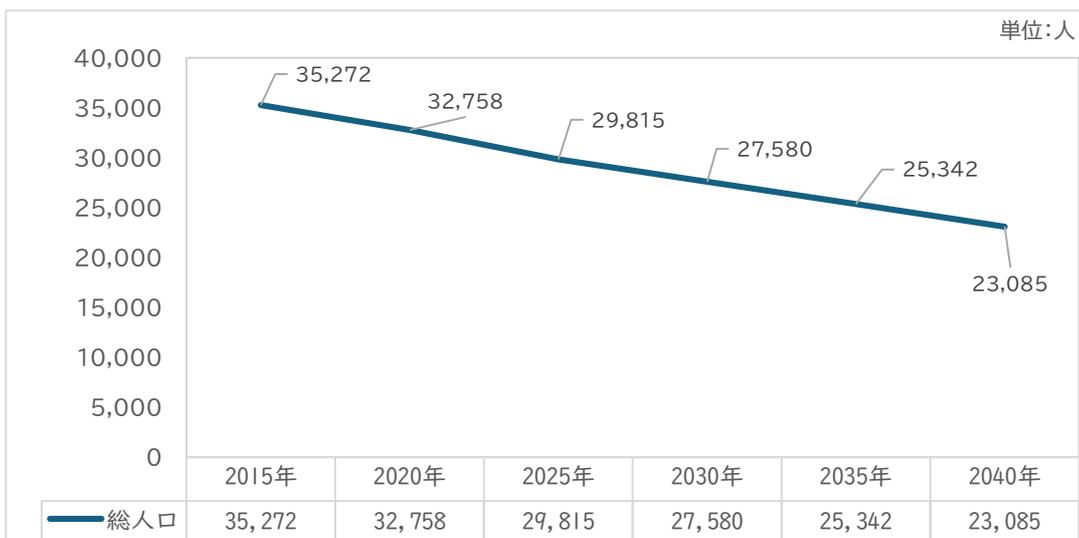


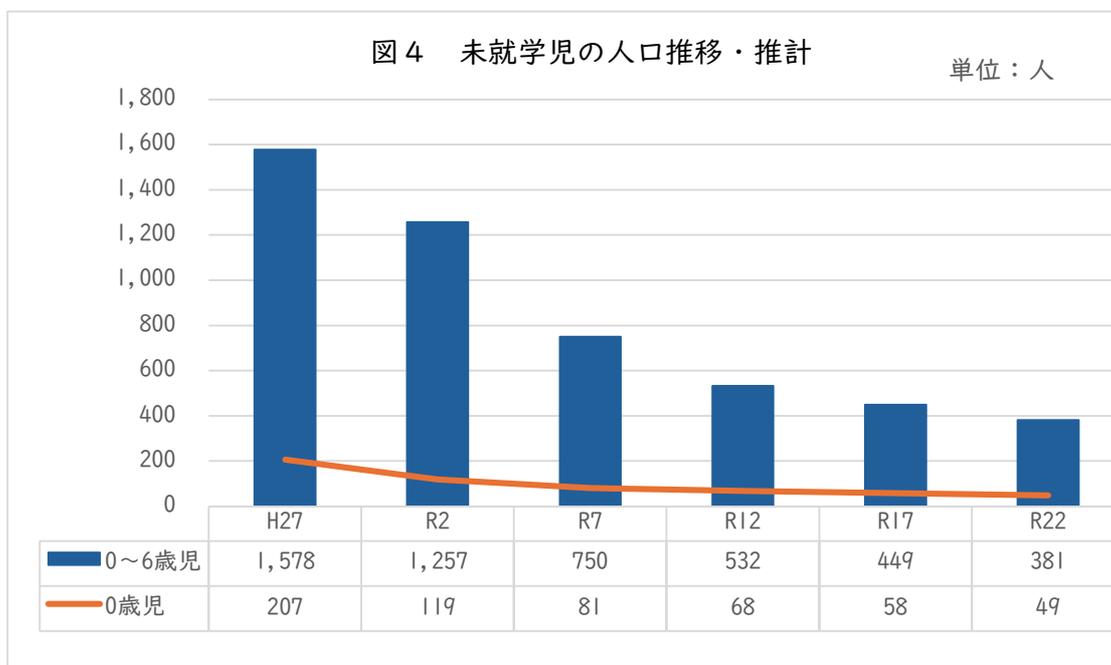
図3 白石市の人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計

図3のように、本市の人口減少は今後も続く見込みで、令和2年の人口32,758人と比較すると、20年後の令和22年には、23,085人と推計されており、約9,600人（約30%）の減少が見込まれています。

また、白石市の出生数は、急激な減少傾向にあります。図4のとおり、平成27年度に、207人であった出生数は、令和2年度には、119人となり、88人（約43%）減少しました。さらに、将来推計による令和22年度の出生数は49人となり、令和2年度と比較すると70人（約59%）減少する見込みです。

また、出生数の減少に伴い未就学児人口も減少傾向にあり、令和2年度に1,257人であった未就学児人口は、令和22年度には381人となると推測され、令和2年度と比較すると、876人（約70%）の減少が見込まれています（図4参照）。



出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5（2023）年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

第2章 学校の現状及び課題

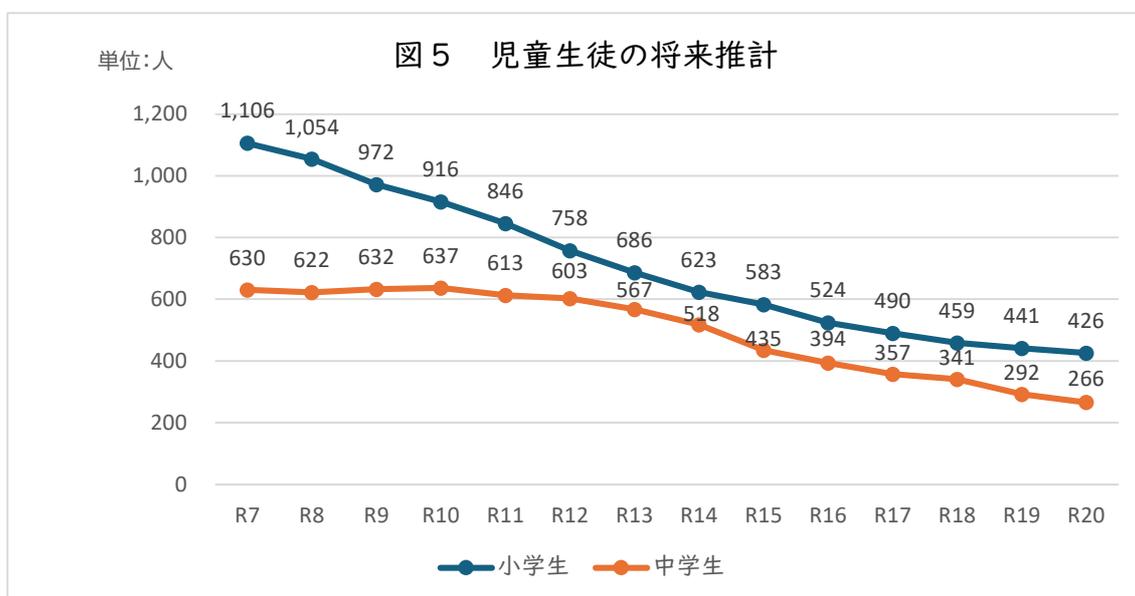
1 児童生徒数の推移及び将来推計

本市の子どもの数は、平成30年度に年間出生数が200人を割り込んでから減少傾向が進んでいます。こうした状況を踏まえ、児童生徒数について子ども女性比^(※1)等を用いて将来的な児童生徒数を推計しました。

小学校児童数は令和15年度には583人（令和7年度比47%減）、令和20年度には426人（同61%減）となり、中学校生徒数は、令和15年度には435人（同31%減）、令和20年度には、266人（同58%減）となる見込みです（図5参照）。

(※1) 子ども女性比：(0～4歳の子どもの数) / (15～49歳の女性の数)

各年により出生数や5歳階級別の女性の数にばらつきが大きいことから、合計特殊出生率の代替指標として用いられている指標



出典:国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

2 各小学校の児童数の将来推計及び学級数

学校教育法施行規則では、学校規模の標準を小中学校ともに12学級から18学級と定められています。また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月27日策定）」（以下「手引」という。）では、学校は、「単に教科等の知識や技術を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要」とされています。また、そうした教育を十全に行うためには、一定の学校規模を確保することが重要であるとされています。

このことを踏まえ、手引では小学校における望ましい学級数の考え方として、全学年でク

ラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上（12学級以上）であることが望ましいと示されています。

本市の小学校において、令和7年5月1日現在で、望ましい学級数を維持しているのは、9校^(※2)中、白石第一小学校、白石第二小学校2校で、このうち白石第一小学校は、令和15年度には、全学年で1学級となる見込みです。これ以外の7校は全学年で1学級又は複式学級となっており、令和7年5月1日現在においても既にクラス替えができない状況です。このうち福岡小学校は、令和13年度までは1学年1学級を維持できますが、令和14年度以降は一部の学年で複式学級が発生する見込みです。残る6校のうち、越河小学校、大鷹沢小学校、小原小学校は既に完全複式学級であり、このまま推移すると、令和15年度には9校中6校が完全複式学級となる見込みです。

児童数や学級数が少ないことに伴い、クラス替えができないことで、人間関係の固定化につながり、集団生活に制約を受け、児童が切磋琢磨して学ぶ機会が少なくなり、多様な他者と協働した学びの展開が難しくなることが懸念されます。

(※2) 学びの多様化学校である白石南小学校を除く。

図6 学校別児童数の将来推計





出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5（2023）年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

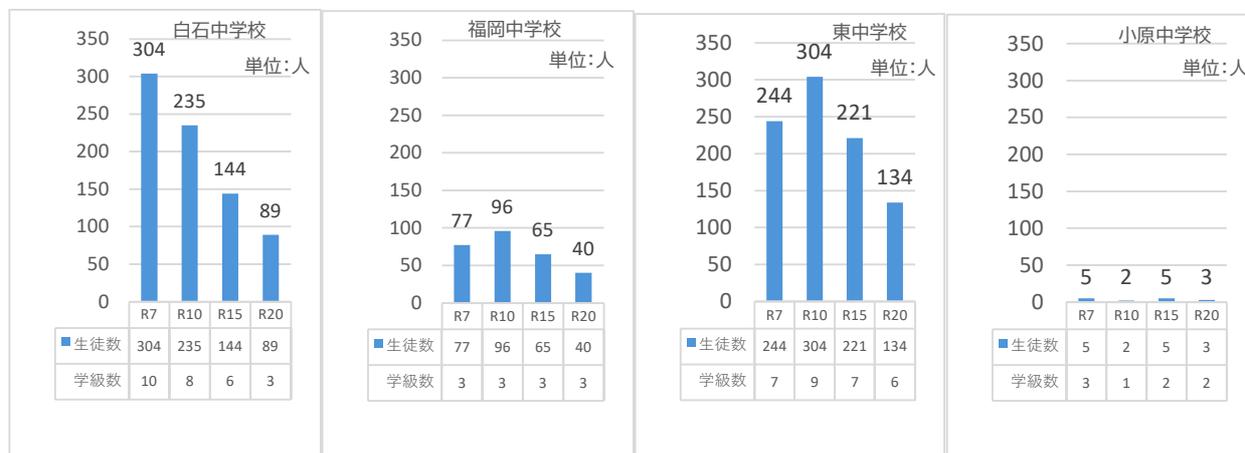
3 各中学校の生徒数の将来推計及び学級数

手引では、中学校においても小学校同様、「全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要」とされています。また、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、「少なくとも9学級以上を確保することが望ましい」と示されています。学校規模に応じて教職員が配置されるため、中学校の全教科分の免許状を持つ教職員を確保するためには、一定の学校規模が必要であると考えます。

本市の中学校は、令和7年5月1日現在で、望ましい学級数（9学級以上）を維持しているのは、4校（※3）中白石中学校の1校のみです。残りの3校のうち東中学校は、令和10年度までは9学級を維持する見込みですが、入学時に指定校の変更が多くなる傾向があり、生徒数の予測が難しい状況です。福岡中学校、小原中学校は、令和7年5月1日現在においてもクラス替えができない規模です。特に、小原中学校は全校で10人を下回る状況が続き、今後、一部の学年に生徒がいない状況も発生する見込みです。

（※3）学びの多様化学校である白石南中学校を除く。

図7 学校別生徒数の将来推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5（2023）年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

4 部活動の状況

部活動は、体力・技能の向上を図る目的以外にも生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、責任感やチームワーク等の育成につながることから、生徒の多様な学びの場として、大切な役割を担っています。

本市では、表1のとおり、学校によって部活動の種類に大きな隔たりが生じています。現在、部活動は主に教員が指導に当たっていますが、小規模校では配置される教員が少ないため、進学の際にやりたい部活動が学区の中学校にないなど、子どもたちの希望に添えない状況となっており、学区外の中学校に指定校の変更をする子どももいます。

また、野球やサッカーなどの団体競技において必要な部員数が確保できず、他校との合同チームを編成して試合に出場している状態です。今後、部活動の地域展開の状況も見据えた検討が必要です。

表1 白石市内の部活動部員数
(令和7年5月1日現在)

No.	競技名	白石中	福岡中	小原中	東中
1	陸上競技	23			15
2	水泳	21			
3	バスケットボール	41			30
4	サッカー	16			12
5	軟式野球	26	8		13
6	新体操	7			17
7	バレーボール	17	11		15
8	ソフトテニス	26	23		27
9	卓球	40	24		18
10	柔道	13			
11	剣道	13			6
12	弓道			3	
13	吹奏楽部	22	8		29
14	他の文化部	34			36

出典：大河原地区中体連「部員数調査」

5 小中学校校舎の状況及び維持管理費

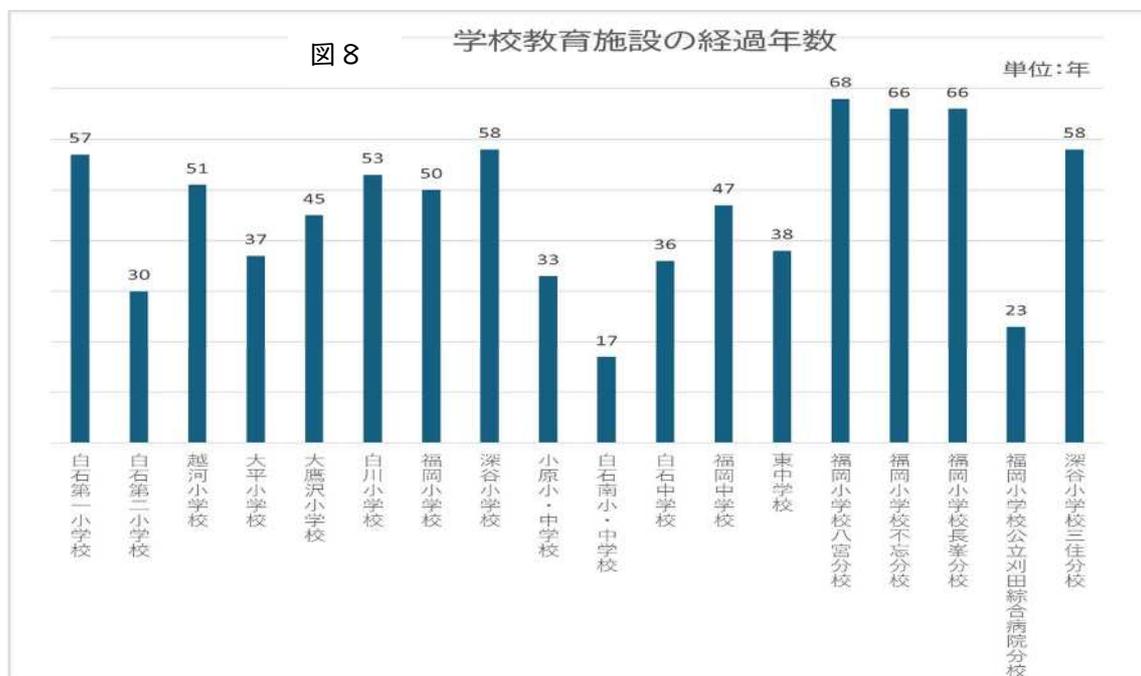
本市の小中学校の校舎は、耐震改修が完了していますが、令和7年12月1日現在、多くの学校が築40年以上を経過しており、そのうち9校は築50年以上が経過しています（図8参照）。築年数の経過に伴い、外壁や内壁の剥離や亀裂、屋根の防水シートの破断による雨漏り、トイレ等の衛生設備、電気や空調設備等の劣化が進み、対応が必要な時期を迎えています。

いずれの小中学校においても、児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するため、施設、設備の修繕、改修を行っていますが、これらの対応に要する過去3年間の平均維持管理費は、小学校が約4,800万円、中学校が約7,800万円となっており、合計で1億円を超えている状況です（図9参照）。

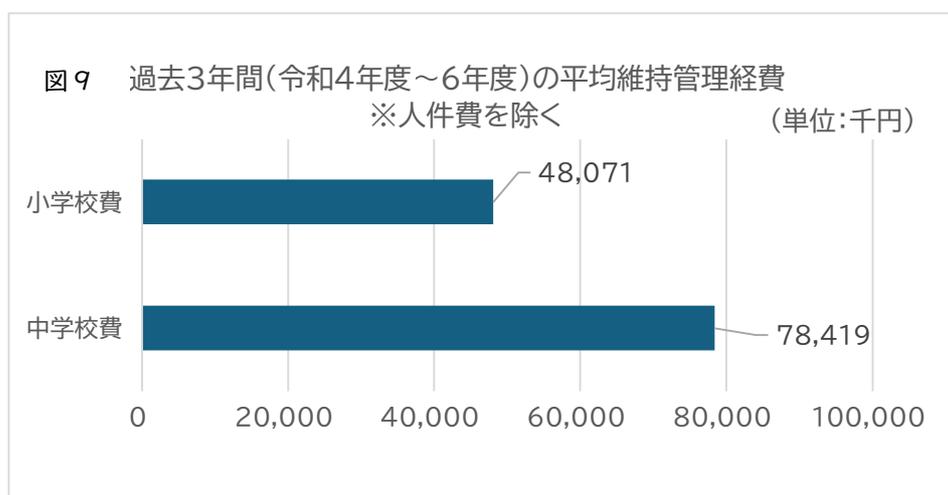
また、多くの施設を維持するため、施設にかかる維持管理経費などの固定費が継続的に発生するだけでなく、施設の経年劣化に伴う大規模改修費や、近年多発する自然災害による復旧費などの増加も見込まれます。

このような状況の中、限られた予算の中で、既存の全ての校舎について、安全・安心な教育環境として将来にわたり確保し続けることは極めて困難です。少子化をはじめとする社

会環境の変化や施設の老朽化が進行する中で、公立小中学校の標準規模を踏まえた施設の集約や維持コストの効率化を図るとともに、時代に即した設備を備えた施設整備と安全・安心な教育環境の確保は喫緊の課題となっています。



出典：公立学校施設設備の実態調査（公立学校施設台帳）を基に、校舎の建築月日が古いものを白石市教育委員会にて抽出（基準年月日：R7.12.1）



出典：白石市「地方財政状況調査における小学校費及び中学校費の施設に関する決算額」

6 児童生徒数及び学級数の減少に伴う課題

前述のとおり、市内の小中学校においては、少子化の影響を受け、複式学級が増えている状況にあります。特に小学校は9校中3校において、完全複式学級となっており、数年後には、さらに3校増え、9校中6校が完全複式学級になる見込みです。このような状況を鑑みれば、審議会でいただいた答申のとおり、10年先までこのままの枠組みを維持することは、

子どもたちにとってより良い学びの環境という観点からも大きな課題があります。

1点目は、今、学校教育で求められている教育を行うことが難しくなっている点です。今、学校教育では、2040年代に活躍できる人材の育成を目指して、子ども一人ひとりの特性に応じた教育である「個別最適な学び」と、子どもたちが他者と協力し、互いに考えを伝え合い、最適な答えを見つけていこうとする「協働的な学び」に取り組んでいます。しかし、本市でも何校かは、このような今求められる教育諸活動を行うことが困難な状況になりつつあります。

2点目は、各校の学級数の減少（小学校の複式学級、中学校の単学級学年の増加）により教職員の配置が難しくなっている点です。教職員の配置基準は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）により規定されています。事務職員は、標準法により4学級以上で1名配置されることになっており、現状においても、小原小・中学校では、小中で1名の配置となっています。福岡中学校は、令和5年度に事務職員を配置できず、深谷小学校の事務職員に兼務していただいたという経緯があります。令和6、7年度は、加配措置で何とか事務職員を配置できましたが、今後も事務職員を継続的にかつ安定的に配置するのは、今後の学級数の予測を見ても大変難しい状況になっています。

また、標準法による養護教諭の配置基準は、3学級以上となっています。現状、小原小・中学校の養護教諭は小中で1名の配置となっており、小原中学校は未配置であり小原小学校に配置された養護教諭が兼務している状況です。小原小学校は、現在は養護教諭が配置できていますが、近い将来、空白の学年が出る可能性があり、養護教諭が配置できなくなることが懸念されます。そうすると、小原小・中学校には、このままいけば、事務職員も養護教諭も配置できなくなるという可能性も出てきます。養護教諭が配置できなければ、子どもたちがケガをした場合に早急に手当ができなくなったり、子どもたちからの悩み相談に乗れなくなったりする等の課題が生じます。学校に養護教諭がないのは、大変由々しき状況であり、何としても避けなければなりません。

複式学級は2学年を1人の教員が指導するため、様々な課題があります。児童生徒にとっては、教員から直接指導を受ける時間が少なくなり、集団での活動（音楽の合唱や保健体育での団体競技）を経験する機会を設けることができません。教員にとっても、2学級を1人で指導することの負担が大きく、今、国を挙げて取り組んでいる学校における教員の働き方改革に逆行するものです。本市において、小学校9校中3校は完全複式学級である状況を踏まえると、本市の学校で働きたいと考える教員が減ってくるのではないかと懸念されます。ほかにも、児童生徒及び教員が少ないことにより、学校行事の運営、教員の出張や休暇時の対応、有事の際の対応などといった学校の運営上の課題が生じてきます。

このような状況が間近に迫っていることから、審議会からの答申のとおり、10年先までこのままの枠組みを維持していくことが現実的に難しくなっている状況にあります。

第3章 学校再編までの段階的な再編について

1 段階的な再編の必要性

第2章で述べた学校の現状及び課題を踏まえれば、審議会からの答申のとおり10年先を見据えた学校再編よりも前に、段階的な再編が必要な状況にきています。このまま10年先まで今の枠組みを維持するとなれば、近い将来、一部の学校には、養護教諭や事務職員を配置できなくなります。また、完全複式学級の学校や1つの学年の在籍が1～2名の学校においては、今の学校教育で求められている教育のうち、特に協働的な学びを同じ学年の子ども同士で行うことが難しくなっています。そういった状況を解消するために、段階的な再編が必要であると考えています。

2 再編のパターン

段階的な再編は、完全複式学級となっている学校、1つの学年の在籍が1～2名の学校、今後完全複式学級となる学校、学級数が通常学級と特別支援学級を合わせて4学級以下になる見込みの学校を対象に検討します。

現在、完全複式学級となっている学校、1つの学年の在籍が1～2名の学校、今後完全複式学級となる見込みの学校は以下のとおりです（学びの多様化学校である白石南小・中学校を除く。）。

- ・越河小、大鷹沢小、小原小：令和7年度時点で完全複式学級
- ・小原中：令和7年度時点で1つの学年の在籍が1～2名
- ・白川小：令和9年度に完全複式学級の見込み
- ・深谷小：令和11年度に完全複式学級の見込み
- ・大平小：令和12年度に完全複式学級の見込み

学級数については、特別支援学級の在籍児童生徒数及び学級数の予測が難しいことから、全児童生徒が通常学級に在籍するものとします。現在、4学級以下の学校、又は、今後4学級以下になる見込みの学校は以下のとおりです（学びの多様化学校である白石南小・中学校を除く。）。

- ・越河小、大鷹沢小、小原小、福岡中、小原中：令和7年度時点で4学級以下
- ・白川小、深谷小：令和8年度に4学級以下の見込み
- ・大平小：令和11年度に4学級以下の見込み

上記の状況を踏まえ、段階的な再編は、以下の方針で行います。

【段階的な再編の方針】

- ・完全複式学級となっている学校及び1つの学年が1～2名の在籍となっている学校は、速やかに再編する。
- ・学級数が4学級以下となっている学校は、再編を行う。

- ・再編の準備のため、2年程度の期間を「再編準備期間」として設定する。

上記方針に従い、再編時期や再編先は以下のとおりです。

表2 段階的な再編のスケジュール（予定）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
小原中	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白石中へ再編			
小原小	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白一小へ再編			
越河小	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白二小へ再編			
大鷹沢小		再編準備期間	→ 年度末に廃校	白二小へ再編		
福岡中		再編準備期間	→ 年度末に廃校	白石中へ再編		
白川小			再編準備期間	→ 年度末に廃校	白一小へ再編	
深谷小				再編準備期間	→ 年度末に廃校	白一小へ再編
大平小				再編準備期間	→ 年度末に廃校	白二小へ再編

なお、現在休校中の分校（福岡小八宮分校・不忘分校・長峯分校、深谷小三住分校）については、再開できる見込みがないことから、令和9年度をもって廃止する方向で、今後、分校の所在する地域の方とも協議します。

第4章 学校再編の基本方針

1 再編に向けた方針（キーコンセプト）

国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）では、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つに、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」を掲げています。近年、子どもたちの抱える困難は複雑化・多様化しており、このような中で、一人一人の多様なウェルビーイング^(※4)の実現のために、全ての子どもの可能性を引き出す学びを学校教育の中に取り入れていくことが求められています。本市においても、このような考え方にに基づき、学校再編に向けた方針を以下のように定めます。

「多様性の時代に対応し、一人一人の良さや可能性を育てる教育」

- ・義務教育学校、小中一貫小規模校、小中一貫学びの多様化学校の規模の異なる3校に再編し、一人一人の子どものニーズに合った学校を作る。
- ・白石市内全域を学区とし、子どもや保護者の希望に応じて学校が選択できるようにする。
- ・特色ある学校づくりを推進するとともに、子どもが自分の持つ良さや可能性を伸ばす教育課程を編成する。

(※4) 国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）によれば、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。」とされている。

2 小中一貫教育の充実

小中一貫教育とは、小学校から中学校までの9年間を通じた教育課程を系統的に編成して行う教育です。教育課程の編成の工夫により、現在の小学校と中学校が別々の学校として運営されているために起きている課題の解決や9年間を見通して安定的に質の高い教育を児童生徒に提供できることが期待できます。例えば、児童生徒のつまづきやすい学習内容についての長期的な視点に立った細やかな学習指導や、小学校高学年の段階で中学校での豊富な指導経験を持つ教員による専門性の高い教科指導などを行うことができます。

小中一貫教育を行う学校は、大きく2つの形態に分けられ、一つ目が義務教育学校、もう一つが小中一貫校です（表3参照）。中でも義務教育学校は、義務教育の9年間を6-3制（小学校6年、中学校3年の区切り）にこだわらず、5-4制（小学校1年～小学校5年、

小学校6年～中学校3年の区切り)や4-3-2制(小学校1年～小学校4年、小学校5年～中学校1年、中学校2・3年の区切り)など、学年の区切りを工夫した編成ができることも特徴と言えます。

小中一貫教育が行われる理由は様々ですが、中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・段階等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」(平成24年7月13日)では、中学校進学時に起きる問題の原因として中学校進学時に円滑な接続がされないことが考えられるとし、その背景を以下のとおり挙げています。

- ・ 小学校では学級担任制であるのに対し、中学校では教科担任制(授業形態の違い)
- ・ 各児童生徒の小学校時点における生徒指導上の課題を中学校と十分共有されていない(生徒指導上の課題の共有)
- ・ 各児童生徒の小学校時点における学習上の課題を中学校と十分共有されていない(学習上の課題の共有)
- ・ 中学校では小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、中学校においては、小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向(生徒指導の方法の違い)

さらに、6-3制が導入された昭和20年代前半よりも児童生徒の身体的発達が早まっている傾向があり、小学校4、5年頃に児童生徒の発達に段差がある可能性があることも挙げられています。

また、答申では、小規模の小学校から大規模の中学校に進学した子どもの中に、うまくなじめない子どもがいるという例も示されています。このような問題の解決に対してより良い方策を実施していくことが重要です。

小中一貫教育は、小中9年間を一貫した教育課程とすることで、進学時における引継ぎの問題や進学により校則等が大きく変わることへの対応(指導の方法の違い)の問題、人間関係形成の問題が起きる可能性を少なくすることができます。加えて、上述のとおり、小中一貫教育では、細やかな学習指導や専門性の高い教科指導など質の高い学校教育を行うことができます。小学校教員と中学校教員が互いの指導を共有することによる指導力の向上、子どもたちを長いスパンで見守り指導できることによって児童生徒をじっくりと見取り、指導するといった効果も期待できます。

表3 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校との比較

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校併設型小学校、小学校併設型中学校	
	設置者	—	同一の設置者
修業年限	9年（前期課程6年＋後期課程3年）	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	○
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	概ね6km以内	小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（平成28年12月26日）

3 義務教育学校とは

義務教育学校とは、1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。子どもたちは入学から卒業まで9年間その学校で過ごし、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。また、上述のとおり、9年間の学年の区切りを何年にするかといったことは地方自治体などの設置者が工夫して編成をすることができ、さらに、学習指導要領に基づき、9年間の系統性を踏まえて、独自の教育課程を定めることができます。具体的には、学校が独自に設定したテーマを探究的な学びによってじっくりと深めることや、地域とのつながりを意識した授業や行事を多く設定し行うことができます。つまり、白石市立の義務教育学校であれば、白石市の特色を生かした独自のカリキュラムを定め、9年間を見越した一貫した教育課程を編成し、白石市らしい教育を行うことができるということです。

義務教育学校は、同じ敷地で小中学生が生活することにより、様々な効果が期待できます。中学校年代の子どもにとっては他者や年少者を思いやる心を育むこと、小学校高学年年代の子どもにとっては上級生が自分のロールモデルとなるなど、心の育成の面でよい効果が期待できます。今後の学校のルール決め方によりますが、生徒会活動や部活動に小学校年代

の子どもが参加することを可能にすれば、子どもの前向きなチャレンジしたいという自主性・積極性を伸ばし、活躍の場を広げることができます。なお、上級生がいるために小学校高学年年代の子どもの活躍の機会が減り、リーダーシップが損なわれるのではないかという懸念も挙げられますが、行事の中で責任ある役割を与えることや小学校高学年の年代がまとまって活動する機会を設けることにより、この点を補うことができます。

教員の指導体制の良い点として、小中学校の両方の教員が長期的な視点で子どもたちの指導に当たることができる点が挙げられます。1つの学校であるため、職員は異なる学年の子どもたちの状況を把握することが容易であり、子どもたちの良さや可能性、課題等を様々な面から理解し、指導に生かすことができます。子どもたちにとっても、多様な教員と関わる機会が増えることは大きなプラスであり、自分が話しやすい教員を選び相談することができます。

職員組織についても、義務教育学校には、校長が1人、副校長が1人、教頭、養護教諭、事務職員が2人^(※5)ずつ配置されます。そのため、1つの学校に2人ずつ教頭や事務職員が配置されることにより、担う業務を分担することで、業務内容の充実や負担を軽減できること、養護教諭も2人配置されるため、保健関係業務や行事においてメインとサブを決めて取り組むことで互いに補完し合い業務をより円滑に行うことが良い点として挙げられます。

今後、白石市で義務教育学校を設置する場合に、子どもたちの教育活動の在り方や教職員の指導体制、校舎の配置など様々な工夫をすることで、より大きな教育的効果を引き出すことができます。

(※5) 小学校に当たる前期と中学校に当たる後期に1人ずつ配置されるという考え方に基づいています。

4 白石市ならではの特色ある学校及びカリキュラム

白石市に、中規模の義務教育学校、小規模の小中一貫校、小中一貫の学びの多様化学校を設置することにより、それぞれに特色ある学校づくりを行うことができます。

中規模の義務教育学校では、9年間を見通したカリキュラムの工夫による学力の向上、小中の壁を越えた多様な体験活動の機会の提供、教員による多面的理解に基づく支援などが期待できます。また、クラス替えを行うことや部活動での異学年での関わりがあること等により、人間関係構築や多様な集団の形成を経験できます。特色ある教育活動として、主体性や協働性といった集団の中で育まれる資質・能力を育成する教育活動の展開を想定しています。他者の考えを受け入れながら自分の考えをまとめ発表できる、他者と協働しながら学習したり行動したりできるといった資質・能力は、今後、グローバル化やデジタル化が進展した社会においても強く求められています。このことを踏まえ、例えば、グローバル社会における複雑な課題を学習内容とするカリキュラム、子どもが自信を持って学習に臨めるよう子どもが下学年の学習内容を再度学習し直すことや小学校段階の子どもが中学校の学習内容を先取りし学ぶカリキュラムを編成するなどして、解決困難な状況でも他者と協働し自信を持って自分から学び、解決する力を育成することを目標とします。また、(仮称)地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

小規模の小中一貫校では、少人数であるため、子ども同士や子どもと教員がお互いの個性を深く理解し合い、助け合いながら学校生活を送ることができます。学校行事や様々な学習の場面で縦割りグループを取り入れることなどの工夫をし、様々な役割を経験したり、活躍の場面を多く設定したりすることができます。また、人数が少ないため、移動や施設利用等の調整がしやすく、学校外での活動に比較的容易に取り組むことができます。特色ある教育活動として、小グループ又は個人として、課題を見つけそれを解決する資質・能力を育成する教育活動の展開を想定しています。令和10年4月に開校予定の（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れながら、理科や社会、総合的な学習の時間等において、現代の社会的課題や身の回りの課題について探究的に学びます。将来、自分が解決しなければならない課題そのものやその解決策を見つけ出し、解決策を実行できる力を育成することを目標とします。

小中一貫の学びの多様化学校では、一人一人のペースを大切にされた教育活動が実践されます。子どもたちは、自己選択・自己決定を重視する教育活動の中で、学力や社会性の伸長を図ることができます。特色ある教育活動として、現在、本市で設置している白石市立白石南小学校・白石南中学校の実践を継承することを想定しています。学び直しの時間による基礎学力の伸長、豊かな体験活動による人とのリアルな関わりや新たなチャレンジの機会の設定、子どもの思いやペースを大切にする寄り添った指導など、一人一人のニーズに合った指導を行い、子どもが社会の中で力強く生きていく自信や能力を育成することを目標とします。

それぞれの学校が白石市全体を学区とすることにより、地域で受け継がれる伝統や文化などを学んだり体験したりする活動も展開できます。答申においても、「地元学」の実施が望まれています。これまでも各小中学校で地域の方々に、様々な協力や指導をいただきながら特色ある学習に取り組んできており、再編後の3校においても受け継ぐことで、教育活動をさらに豊かにすることができます。「地域を知り、愛着を持つ」ことから地域の良さを発見し、「地域のまちづくりや活性化に関わる」姿勢を育成します。そのために、地域の産業や歴史、伝統芸能などに触れ、調べ、体験し、考え、提案や行動するといった、9年間のカリキュラムを編成します。3校それぞれが、地域の皆様の協力を得ながら、子どもの興味関心や各校の実態に基づいた多彩な教育活動を展開していくことができます。

5 コミュニティ・スクールの導入

答申において、再編に当たり、コミュニティ・スクール（第1章2の図2を参照）を設置し、「新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的 다양性を生み出すことを主な目的としている。」と示されています。

コミュニティ・スクールは、本市においては、小原小・中学校、白石南小・中学校において既に導入され、地域の方が学校運営への意見を述べたり、行事への協力をしたりしていま

す。また、今後、他の小中学校でも設置が進むことが予想されます。

コミュニティ・スクールの導入により、地域の方の意見を生かし地域の方と連携した学校運営を行うことができると期待されています。これまでも市内の小中学校は、白石市の各地域を学びの場の一つとして、多様な教育活動に取り組んできました。学校の再編に伴い、各学校でこれまで地域の方にご協力いただきながら行ってきた活動は、今後も、地域と学校が密接に連携していくために、地域の方の意見を参考にしながら、学校における教育活動にどのように取り入れるのかを検討することも重要です。そのため、コミュニティ・スクールの役割は重要です。

6 学びを支える教育環境の整備

本市では、小中学校における学習環境の向上を図るため、教室へのエアコン設置、教室や体育館のLED化を進めてきました。併せて、令和4年12月に本市教育委員会が策定した「学校安全点検マニュアル」に基づき、各学校において安全点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行うなど、子どもたちが安全で快適な学習環境が確保できるよう努めてきました。

また、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒に対して1人1台のタブレット端末を配備したほか、校内ネットワークの充実を図るなどICT環境を整備することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるための学習環境を整備しました。

今後、学校再編を進める上で、グローバル化の進展、Society5.0の到来など、急速かつ大きく転換し続ける社会に対応した新しい時代の学びを実現し、多様な学びに対応する教育環境を整備していきます。

【教育環境の整備を行う上での基本的な考え方】

学校は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域の避難所としての役割も担っています。このことを踏まえて、学校を「新しい時代の学びの舎」として、次の視点で施設整備を行います。

- ①「学び」：多様な学習活動が展開できる柔軟で創造的な学習空間の整備
 - ・ICTの活用により、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に推進するため、多様な学習が展開できる教室環境を整備する。
- ②「安全」：安全・安心な教育環境の実現
 - ・安全で安心な教育環境を確保することは大前提であり、段階的な再編の後も既存の校舎を使用し続ける場合においても、新設する場合においても、引き続き「学校安全点検マニュアル」に基づき、各学校において学校施設の安全点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行うなど、子どもたちにとって安全で快適な学習環境が確保されるよう整備する。
- ③「生活」：健やかな学習・生活空間の実現
 - ・学校施設は、災害時における地域の避難所として重要な役割を担っており、その役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必

要であることから、トイレの洋式化や備蓄倉庫、情報通信設備、非常用電力等の確保を図る。

- ・新設する際は、避難所機能を前提としたレイアウトやセキュリティの確保、プライバシーへの配慮についても考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、誰もが使いやすく、維持管理しやすい学校施設の整備を検討する。

【放課後支援の充実について】

本市では、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場や適切な遊びを提供し、その健全な育成を図るため、市内2校の学区内において放課後児童クラブを設置しています。また、市内4校の学区内では、より地域の実情に応じた事業となるよう、地区住民が組織する団体によって放課後児童クラブが運営されています。

学校再編に伴う放課後児童クラブのあり方については、児童の安全性の確保を最優先としながら、今後、保護者や児童、地域の意見を参考に検討していきます。

なお、新設する義務教育学校には、放課後児童クラブの併設を検討します。

7 通学手段及び学区

文部科学省の手引では、徒歩や自転車通学を前提とし、通学距離を小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内とされています。

近年は、スクールバスの導入や多様な交通機関の活用事例が増えていることから、通学距離だけでなく、各市町村において、交通手段の確保と、遠距離・長時間通学の不利益を一定程度解消できる見通しが立つことを前提に、文部科学省の手引では「おおむね1時間以内」を一応の目安として、地域の実情に応じて判断するのが適当であるとされています。

これを踏まえ、本市の通学区域は、地理的要件や通学時の安全面など、地域の実情を考慮して定めています。

今後、段階的な再編をする場合は、従来の通学区域を基本とし、段階的な再編を行う小・中学校の通学区域を合わせた区域を新たな通学区域とします。

また、段階的な再編が進み、最終的に義務教育学校、小中一貫小規模校、小中一貫学びの多様化学校の3校に再編する際は、学区は撤廃します。

学校再編により基準となる通学距離を超える場合は、スクールバスに限らず、社会情勢を勘案しながら、通学手段については今後検討します。

8 再編に向けて配慮すべき事項

(1) 保護者、地域、学校関係者との合意形成

教育環境の整備は、児童生徒のためにはスピード感をもって進めていかなければなりません。その反面、再編に関わる保護者や地域の方、学校関係者に対しては丁寧な説明を行った上で合意形成を図り、一体感を醸成できるよう配慮します。

(2) 子どもたちへの配慮

学校の再編に当たり、子どもたちの不安や悩みの軽減に努め、新たな交友関係を構築できるよう、再編準備期間中に学校間の事前交流等を積極的に実施していきます。

(3) 未就学児童や保護者への配慮

将来、進学する学校の位置等を考慮した上で、住居を構える子育て世帯が少なからずいることから、未就学児童の保護者にも積極的に進捗状況を周知していきます。

(4) 再編に伴う跡地利用

再編によって、廃校となる学校については、学校施設の老朽化の状況等を踏まえながら、取り壊しを行うか、別の用途で活用するかを検討していきます。

(5) 基本方針の見直し

社会情勢の変化や国の動向により、本方針に大きく影響を及ぼす変化が生じた場合には、必要に応じて本方針を見直します。

第5章 再編による学校像

第4章で示した学校再編の基本方針を踏まえ、以下の3つの学校に再編します。

1 義務教育学校

- ・義務教育学校は、令和16年度の開校を目指し、場所は現在の白石第一小学校の敷地及びその周辺に新設します。
- ・義務教育学校は、全学年でクラス替えができ、学年及び他学年の児童生徒との交流の機会を設け、多様な人間関係の構築ができるよう1学年2学級以上とします。学校全体では、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の3の規定に基づき、義務教育学校の標準学級数である18学級以上27学級以下とします。
- ・学年部の区切りは、9年間を通じた教育課程において、最も効果が期待できる区切りになるようにします。
- ・1人の校長のもと、小中学校の教職員が一体となった「チーム学校」というべき教職員組織を構築し、9年間を学習の系統性を意識した教育活動を行います。
- ・（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

2 小中一貫小規模校

- ・小中一貫小規模校は、児童生徒同士、児童生徒と教員が互いをよく理解し、良好な関係を築き、教育活動に活かすため、1学級10人程度の学校を目指します。
- ・（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。
- ・子どもの活躍の場面を学習活動及び学校行事に位置付け、多様な経験を通して、子どもの成長を支援します。
- ・児童生徒の中には、様々な事情により、規模の大きい学校を苦手とする子どもも一定数いることから、学校の実態等があることが望ましいと考えます。なお、設置場所は、出生数、児童生徒数の動向を踏まえ、検討します。

3 小中一貫学びの多様化学校

- ・小中一貫学びの多様化学校は、不登校経験のある児童生徒が通う学校であることから、個人のペースを大切にして教育活動を行います。
- ・不登校児童生徒の実態等を踏まえたカリキュラムを編成し、基礎学力の向上と社会性の伸長を目指す教育活動を重視します。
- ・令和5年4月に開校した白石南小・中学校は、学びの多様化学校としてのこれまでの学校運営の実績を生かすことを考え、引き続き小中一貫の学びの多様化学校とします。

第6章 今後の進め方

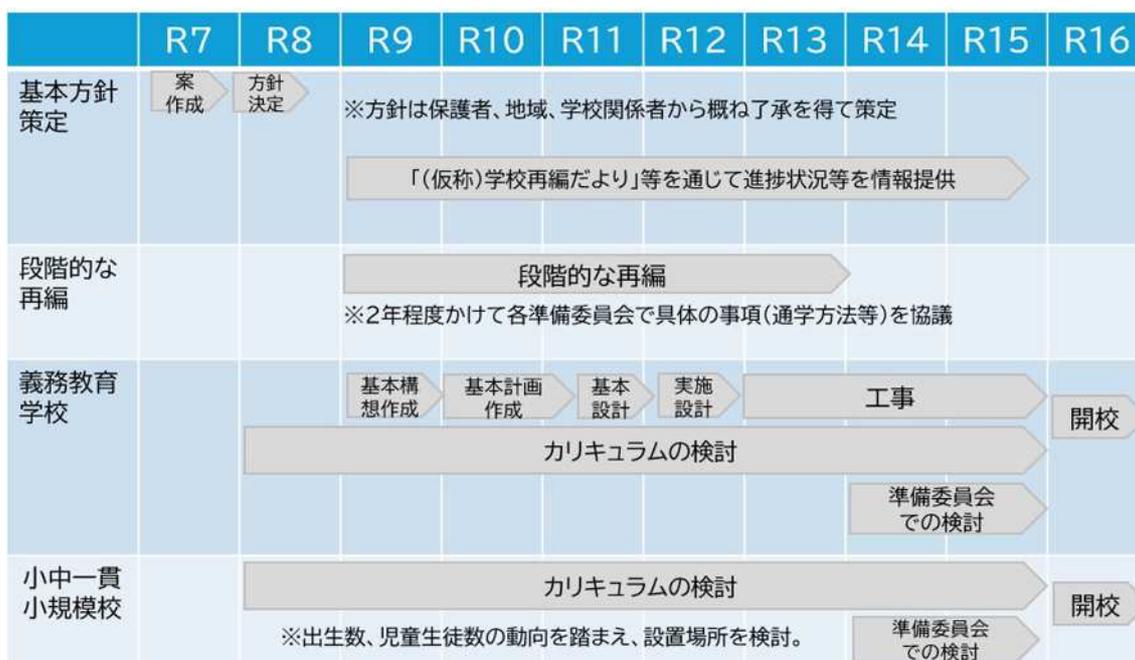
1 開校までのロードマップ

第3章で段階的な再編の大まかなスケジュールを示しましたが、最終的に義務教育学校や小中一貫小規模校に再編するまでの主な手順は以下のスケジュール(案)のとおりです。

義務教育学校や小中一貫小規模校の開校に当たり、校舎を新設する場合は、用地取得や土地の造成、施設の設計など、様々なプロセスを踏む必要があり、建設に至るまでに長い期間を要することが想定されます。また、既存の校舎を活用する場合も、改修を行う可能性があり、新設と同様、一定程度期間を要します。

その間、学校の児童生徒数が著しく減少することにより、教育活動に支障が生じることが見込まれる場合は、再編に係る取組の進捗状況を見ながら、保護者や地域住民の方から意見を聞いた上で、近隣の学校への再編も検討することとします。

<今後の主な学校再編スケジュール(案)>



2 開校に向けた推進体制

義務教育学校、小中一貫小規模校の開校の際は、その前段階として、校名、校歌、校章、通学方法、PTA活動等について検討する必要がありますが、本市では、再編準備委員会及び各種専門部会を設置し、保護者、地域住民、教職員の代表者ととともに議論を重ねた上で開校に向けた準備を進めていきます。保護者、地域住民、教職員のそれぞれの立場から、共に知恵を出し合いながら、魅力ある学校を創っていくこととします。

<開校に向けた推進体制（イメージ）>

保護者、地域住民、教職員等の皆様に参画いただきながら、開校に向けた準備を進めていく

